

デイサービス アルクオーレ安城横山運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人百陽会が開設するデイサービス アルクオーレ安城横山（以下「事業所」という。）が行う地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が要介護状態（介護予防通所サービスにあつては、要支援状態または事業対象者）にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第 2 条 1、地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2、指定介護予防通所サービスの提供に当たっては、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 3、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 デイサービス アルクオーレ安城横山
- （2）所在地 安城市横山町赤子 10 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名（常勤兼務 特養・短期入所の管理者兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）従業員
 - 生活相談員 2 名以上
 - 看護職員 2 名以上
 - 機能訓練指導員 2 名以上

介護職員 4名以上

従業者は地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

(3) サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分

(地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員)

第6条 地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの利用定員は次のとおりとする。

1単位 18名

(地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容及び利用料)

第7条 地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容は次のとおりとし、地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、地域密着型通所介護については、介護報酬の告示上の額とし、介護予防通所サービスについては、「安城市指定事業者等による第1号事業の支給額に関する基準要綱」に記載された額とする。また、当該地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスが法定代理受領サービスであるときは、提示された「負担割合証」に基づいて計算します。

- ・食事の提供
- ・入浴
- ・日常生活動作の機能訓練
- ・健康チェック
- ・送迎
- ・運動器機能向上（介護予防）

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護及び指定介護予防通所サービスに要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり10円を徴収する。

3 食費はおやつ代込みで750円徴収する。

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は安城市を区域とする。

(高齢者虐待防止)

第9条 従業者は、利用者に高齢者虐待（平成17年第124号「高齢者虐待の防止、高齢者

の養護者に対する支援等に関する法律」でいうところの身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）又はそのおそれがあると発見したときは速やかに安城市担当課に通報しなければならない。

2 委員会の実施

3か月に1度虐待防止委員会を開催し、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待の防止のための指針

「虐待の防止のための指針」を整備する。

4 研修の実施

年に2回、虐待についての基礎的な内容、適切な知識の普及・啓発を目的とした虐待の防止のための研修を行います。

5 担当者の設置

虐待の防止に関する措置を適切に実施するために担当者を設置いたします。

（身体拘束の禁止）

第10条 身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、利用者のQOL（生活の質）を根本から損なう危険があります。当事業所では介護サービスを提供するにあたって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為をいたしません。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 利用者が事業を利用することができない身体状況に有る場合、本人又は家族はその旨を事業所に届けなければならない。
- (2) 利用者は、入浴前等必ず看護職員の問診等を受け、入浴等が身体に悪影響を及ぼすおそれがあると判断された場合は、本人又は家族が入浴を希望しても事業所の指示に従わなければならない。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (4) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(緊急時における対応方法)

第12条 生活相談員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(その他に関する事項)

第14条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2 従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人百陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は令和5年6月1日から施行する。

この規程は令和7年4月1日から施行する。